



薬食総発 0914 第 1 号
平成 24 年 9 月 14 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正について

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第91号）については、本日、公布・施行されたところです。

下記に改正内容を示すとともに、関係資料を配付しますので、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく今後の給付金等支給業務に関し、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

（1）給付金の請求期限に関する事項（法第5条関係）

給付金の支給の請求の期限を、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすること。

- ① 平成 30 年 1 月 15 日
- ② 損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を平成 30 年 1 月 15 日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

（2）追加給付金の支給対象者に関する事項（法第7条第1項関係）

追加給付金の支給対象者を、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であって、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して20年以内に新たに法第6条第1号又は2号に該当するに至ったものとする。

(関係資料)

(1) 法律の概要資料

- ・ C型肝炎救済特別措置法について

(2) リーフレット

- ・ 出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第IX因子製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染された方々へ ～C型肝炎訴訟の原告の方々との和解の仕組みのお知らせ～

(3) Q&A

- ・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給等に関するQ&A（平成24年9月14日改訂版）